



新型コロナワクチンの4回目接種を実施

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の重症化予防を目的として、ワクチンの4回目接種を実施しています。4回目の接種は、3回目接種から5カ月経過後に受けることができます。集団接種は7月20日(水)から8月28日(日)まで予定していますので、どうぞご利用ください。また、1回目から3回目の接種についても、感染拡大防止のためにもできるだけ接種にご協力をお願いします。

対象 新型コロナウイルスワクチンの3回目を接種し、次のいずれかに該当する人

- ① 60歳以上の人
 - ② 18歳以上60歳未満で基礎疾患(※)を有する人など
- ※①慢性の呼吸器の病気・心臓病・腎臓病・肝臓病、糖尿病、血液の病気、免疫の病気、神経疾患・神経筋疾患、呼吸障害等、染色体異常、重症心身障害、睡眠時無呼吸症候群、重い精神疾患・知的障害等で通院または入院している人など②BMI30以上の人③その他重症化リスクが高いと医師が認める人。

接種券 ①の人は、3回目接種から5カ月経過後に順次発送します

②の人は、接種券の発行申請が必要です。ワクチン接種コールセンターに連絡してください

※3回目までに接種されたワクチンの種類にかかわらず、4回目接種は「モデルナ社」のワクチンを使用します。



市ホームページ
(4回目のワクチン)



ワクチン接種
予約サイト

予約開始日とワクチン接種期間

予約受付開始日	接種期間・場所	
	個別接種(各医療機関で異なる)	集団接種(水・木曜 14～16時、土・日曜 10～12時、14～16時)
7月5日(火)	7月18日(月・祝)～24日(日)	7月20日(水)～24日(日)
7月12日(火)	7月25日(月)～31日(日)	7月27日(水)～31日(日)
7月19日(火)	8月1日(月)～7日(日)	8月3日(水)～7日(日)
7月26日(火)	8月8日(月)～14日(日)	8月10日(水)～11日(木・祝)

※「個別接種」の接種場所は、接種券に同封する一覧表でご確認ください。接種時間は医療機関によって異なります。
※上記日程以降の接種予定は来月号でお知らせします。また、接種期間や場所などは予約状況などで変更する場合がありますので、最新の情報は市ホームページでご確認ください。

4回目接種に関するQ&A

- Q** 50歳で基礎疾患はなく、BMIも30未満ですが、4回目のワクチン接種は受けられますか？
- A** 受けられません。4回目接種は「60歳以上の人」または「18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人など」が対象です
- Q** 「ファイザー社」のワクチンは接種できませんか？
- A** ワクチンの供給状況によって、4回目接種は「モデルナ社」のワクチンを使用します。「ファイザー社」のワクチンは12～17歳の3回目接種に優先して使用しますので、ご理解をお願いします

問い合わせ 佐世保市ワクチン接種コールセンター ☎ 0570-022-558

低所得の子育て世帯に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活支援を行うため、特別給付金を支給します。

支給対象 平成16年4月2日～令和5年2月28日に出生した児童(障がい児は平成14年4月2日以降の出生)を養育する人

- 支給要件**
- ①ひとり親世帯で次のいずれかに該当する人
 - ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
 - ②公的年金等を受給していることで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人だけ)
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給する人と同じ水準になっている人
 - ②ひとり親世帯以外の人で次のいずれかに該当する人
 - ①令和4年4月分から令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非

- 課税の人(公務員を除く)
 - ②①以外の人で対象児童を養育し、次のいずれかに該当する人
 - ・公務員で①に該当する人
 - ・令和4年度住民税均等割が非課税の人
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和4年度住民税均等割非課税の人と同じ水準になっている人
- ※①②③、②②の人は申請が必要です。

支給額 児童1人当たり一律5万円

- 支給時期**
- ①①6月末に支給②③書類審査から約1カ月後
 - ②①7月末ごろから随時②書類審査から約1カ月後

☎子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター ☎ 39-9500(7月4日(月)～)
☎子ども支援課 ☎ 24-1111

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税等の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民健康保険等の被保険者は、保険税(料)の減免を受けられる場合があります。減免申請には期限がありますので、早めの申請をお願いします。

対象の保険税(料)

令和4年4月1日～令和5年3月31日に普通徴収の納期限が設定されている、または令和4年4月～令和5年2月に年金から特別徴収される国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

申請期間 7月1日(金)～令和5年3月31日(金)必着

※減免は保険税(料)ごとに申請が必要です。
※対象となる要件や申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎保険料課 ☎ 24-1111

防災行政無線の放送が聞ける防災ラジオを無償で貸し出します

対象 ①今年度配備地区(三川内、広田、日宇、南、山澄、中部、清水、西、九十九、大野、北、柚木地区)に住む世帯

②①以外の地区に住む世帯

- 申込**
- ①7月上旬から各世帯へ申請書を郵送します。貸し出しを希望される世帯は申請書に必要事項を記入して、防災危機管理局へ提出してください
 - ②市ホームページにある申請書に必要事項を記入して提出するか、防災危機管理局へ連絡してください

- 配送**
- ①9月下旬～12月末に配送します
 - ②申請書提出後約1カ月半後に配送します



市ホームページ
(防災ラジオ)

☎防災危機管理局 ☎ 24-1111